

都道府県協会 御中  
都道府県スタンド協会 御中  
企業会員 各位

(社)エルピーガス協会

「高圧ガス保安法事故措置マニュアル」の改訂について  
(お知らせ)

この度、経産省では、高圧ガス保安法に係る事故等が発生した場合の行政への「事故届書」などの連絡方法等が定められた標記マニュアルを来る平成23年1月1日より改訂実施するとのことです。

同マニュアルは、行政庁の業務マニュアル(内規)となっておりますが、事業者においても同マニュアルの内容を把握した上で事故の定義に掲げられている爆発、火災、噴出・漏えい、喪失・盗難等があった場合は、行政庁に「事故届書」を提出する必要があります。

こうしたことから、日本LPガス団体協議会において、別添のとおり今回の主な改訂事項についての概要書を作成しましたのでお知らせいたします。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また、企業会員におかれましては系列の販売事業者に対し、ご周知くださいますようお願いいたします。

なお、本マニュアルの改訂版本文は、経産省保安院ホームページよりダウンロードください。(http://www.nisa.meti.go.jp/law/files/manual220930-kaitei.pdf)

【主な改訂事項】

1. 事故届書の提出不要となったもの
  - ①ガス設備における継手部又は開閉部であって人的被害のない微量漏えい。
  - ②ガス設備における検査時の少量の漏えい。
2. 事故等調査報告書の記載要領が改訂されたもの
  - ①高圧ガス設備等以外の災害であっても、報告を要する。
  - ②事故届書の様式は変更されないが、詳細な記載が必要となる。
  - ③喪失・盗難の報告は、災害の届出書(様式)と区分された。
  - ④消費者保安法に係る重大事故(CO中毒事故等)は、C級事故であっても速やかに管轄都道府県庁に報告を要する。

以上

(発信手段: Eメール)

(担当者: 保安グループ 齋藤(均)、坂東、内倉、堀江)

平成 22 年 12 月 21 日

日本LPガス協会

加盟団体 各位

重要連絡事項としてLPガス協会誌専攻宛送付させていただきます

## 「高圧ガス保安法事故措置マニュアル」の改訂について

重要連絡事項としてLPガス協会誌専攻宛送付させていただきます

貴協会に所属する各社様へ、各社様明細と合わせて、平成22年12月21日付で、日本LPガス団体協議会より、お着し頂いた重要連絡事項としてLPガス協会誌専攻宛送付させていただきます。また、保安委員会の承認を得た事故措置マニュアル改訂版の印刷部を、各社様に送付させていただきます。この度、経済産業省原子力安全・保安院においては、当該「高圧ガス保安法事故措置マニュアル」を改訂し、「事故の定義等」の見直しを実施致しました。

従来、高圧ガス保安法に係る事故については、高圧ガス保安法第63条に基づき「高圧ガス保安法事故措置マニュアル」に規定された「事故の定義等」に該当する事故が発生した場合は、所管行政庁に事故届出を行ってきております。

つきましては、今後事故届出を行う場合のご参考として頂きたい、別添のとおり「高圧ガス保安法事故措置マニュアル」の主要な改訂事項を取り纏めましたので、よろしくお願い致します。

重要連絡事項としてLPガス協会誌専攻宛送付させていただきます

重要連絡事項としてLPガス協会誌専攻宛送付させていただきます

重要連絡事項としてLPガス協会誌専攻宛送付させていただきます

重要連絡事項としてLPガス協会誌専攻宛送付させていただきます

重要連絡事項としてLPガス協会誌専攻宛送付させていただきます

重要連絡事項としてLPガス協会誌専攻宛送付させていただきます

重要連絡事項としてLPガス協会誌専攻宛送付させていただきます

重要連絡事項としてLPガス協会誌専攻宛送付させていただきます

重要連絡事項としてLPガス協会誌専攻宛送付させていただきます

重要連絡事項としてLPガス協会誌専攻宛送付させていただきます

重要連絡事項としてLPガス協会誌専攻宛送付させていただきます

重要連絡事項としてLPガス協会誌専攻宛送付させていただきます

重要連絡事項としてLPガス協会誌専攻宛送付させていただきます

重要連絡事項としてLPガス協会誌専攻宛送付させていただきます

重要連絡事項としてLPガス協会誌専攻宛送付させていただきます

## 高圧ガス保安法事故措置マニュアル改訂概要書

日本LPガス団体協議会

## I. 事故措置マニュアルについて

高圧ガス保安法第 63 条第 1 項にて、第 1 種・第 2 種製造者、販売業者、貯蔵又は消費する者、容器製造業者、容器の輸入をした者その他高圧ガス又は容器を取り扱う者は、「災害が発生したとき」「容器を喪失又は盗まれたとき」には液化石油ガス保安規則第 96 条の様式第 57 またはコンビナート等保安規則第 53 条の様式第 37 による「事故届書」を行政庁に提出する必要があります。

この提出された「事故届書」に基づき、管轄都道府県庁が経済産業省に事故報告を行うときの措置要領が「高圧ガス保安法事故措置マニュアル」（以下「マニュアル」という。）となります。

従って、本マニュアルは関係行政庁の業務マニュアル（内規）となりますが、事業者においては、当該マニュアルに規定された事故の定義に該当する「災害」「喪失・盗難」について事故届書を提出する必要があります。

以上より、事業者においてもマニュアルの内容を把握しておく必要があるため、主要な改訂事項について記載しました。

## II. 改訂マニュアル適用期日

平成 23 年 1 月 1 日

平成 22 年 12 月 31 日以前に発生した事故等については、現行のマニュアルが適用されます。

## III. 改訂概要

## 1. 事故の定義等における微量漏えいの除外措置

- 事故の定義等において高圧ガスに係る事故とは、次に掲げるものが該当とされています。
  - ① 爆発（高圧ガス設備等（以下「設備等」という。）が爆発したものをいう。）
  - ② 火災（設備等において、燃焼現象が生じたものをいう。）
  - ③ 噴出・漏えい（設備等において高圧ガスの噴出又は漏えいが生じたものをいう。）
  - ④ 破裂・破損等（設備等の破裂、破損又は破壊等が生じたものをいう。）
  - ⑤ 喪失・盗難（高圧ガス又は高圧ガス容器の喪失又は盗難をいう。）
  - ⑥ 高圧ガスの製造のための施設、貯蔵所、販売のための施設、特定高圧ガスの消費のための施設又は高圧ガスを充てんした容器が危険な状態となったとき。
  - ⑦ その他

○ この度の改訂で、「噴出・漏えい」において、下記のとおり「事故の定義」から除外されるものが明確化されました。

- 1) 噴出・漏えいしたガスが毒性ガス又は可燃性ガス（液化石油ガス及び天然ガスを除く。）以外のガスであって、噴出・漏えいの部位が締結部（フランジ式継手、ねじ込み式継手、フレア式継手又はホース継手）又は開閉部（バルブ又はコック）であり、噴出・漏えいの程度が微量（石けん水を塗布した場合、気泡が発生する程度）であって、かつ、人的被害のない場合

（参考）フランジ式継手：フランジを使用した継手

ねじ込み式継手：端部にねじ山をもつ形式の継手

フレア式継手：管の末端を円すい形に広げた構造をもつ継手

ホース継手：ホースを接続するための継手



原則可燃性ガスの微量漏えいは事故から除外されないが、事故措置マニュアルにおいては液化石油ガスは可燃性ガスから除かれているため、液化石油ガスの微量漏えいは事故の定義から除外となります。



液化石油ガス設備における、締結部又は開閉部であって人的被害のない微量（石けん水を塗布した場合、気泡が発生する程度）な漏えいは、事故の定義から除外となる。



事故届書の提出不要

- 2) 完成検査、保安検査若しくは定期自主検査における耐圧試験時又は気密試験時の少量の噴出・漏えいであって、かつ、人的被害のない場合



完成検査時、保安検査時の耐圧・気密試験は、不活性ガス、空気又は水等を用いて実施され、試験目的も噴出・漏えい等のないことの確認であるため、事故の定義から除外されました。

また、定期自主検査において、液化石油ガスの自圧にて漏えい確認を実施した場合においても、少量の漏えい（人的被害のない場合）であれば事故の定義から除外となります。



液化石油ガス設備における、検査（完成検査・保安検査・定期自主検査）時の少量の漏えいは、事故の定義から除外となる。



事故届書の提出不要

## 2. 高圧ガス事故等調査報告書の記載要領改訂

- 高圧ガス事故等調査報告書は、管轄都道府県庁から経済産業省へ事故報告する場合の報告様式であり、今回の改訂で報告事項・記載要領等が改訂されました。
- 改訂の要点は、次のとおりです。
  - 事故の定義等において、「高圧法の法令違反があり、その結果として、災害が発生した場合には、高圧ガスが存する部分の事故に限らず「高圧ガスに係る事故等」として取扱う」と明記され、「災害」用報告書の届出根拠規定において、「法第 36 条第 2 項に該当する事故（高圧ガスの製造のための施設、貯蔵所、販売のための施設、特定高圧ガスの消費のための施設又は高圧ガスを充てんした容器が危険な状態となったとき）」について、高圧ガスが存する部分以外の事故であっても、この要件に該当する場合（もらい火等によって高圧ガスの製造のための施設が二次的被害を受けた場合等）は、報告を要することが明確化された。
  - 「災害」用報告書の事故発生事象において、記載区分を詳細化して報告とした。
  - 「災害」用報告書の事故発生原因において、設備上の欠陥と操作上の欠陥区分を統一化し、新たに交通事故を加えた。
  - 「喪失・盗難」用報告書を新たに定め、「災害」と「喪失・盗難」の報告書様式を別区分とした。
  - C 級事故であっても、消費者保安法の重大事故等（CO 中毒事故等が該当）である場合は、都道府県より保安院に夜間・休日であっても連絡を要するとされたことから、事業者においても都道府県に対し速やかに連絡を要する。



1. 高圧ガス設備等以外の災害であっても、報告を要する。
2. 事業者が管轄都道府県庁に報告する「事故届書」の様式は変更されないが、別紙として添付する事故状況については、「高圧ガス事故等調査報告書（災害）」を参照し、従来より詳細な記載が必要となる。
3. 喪失・盗難の場合は、別区分された「高圧ガス事故等調査報告書（喪失・盗難）」を参照し、必要事項報告が必要となる。
4. CO 中毒事故等消費者保安法重大事故に該当する場合は、C 級事故であっても、速やかに管轄都道府県庁に報告を要する。

以 上



高圧ガス事故等調査報告書（災害）

（様式）

1. 高圧ガスに係る事故等 2. 参考事故		報告年月日：平成 年 月 日（曜日）		整理番号：	
事故分類： A B C		報告書作成者：		報告段階：中間（第 次）、確報	
				別添：有 無	
				届出の根拠規定 1. 法第63条第1項 2. 法第36条第2項	
事故の呼称				法令区分： 一般則、LP則、冷凍則、コンビ則 〔認定事業所：有（認定施設、非認定施設）無〕	
発生日時		平成 年 月 日（曜日） 時 分（24時間制）			
気象		天気 温度 ℃ 湿度 % 風向 風速 m/s		コンビナート地区名：	
事故発生場所	区分	1. 事業所内事故 2. 事業所外事故		1. 鹿島 2. 千葉 3. 川崎・横浜	
	事故発生場所	所在地： 名称： 電話（ ）		4. 四日市 5. 堺・泉北 6. 水島 7. 岩国・大竹 8. 周南 9. 新居浜 10. 大分 11. その他（ ）	
	連絡者氏名	（所属） 電話（ ）		業種： 1. 石油精製 2. 貯蔵基地 3. 石油化学（エチレンセンターを含む） 4. 一般化学（肥料又は合成繊維を含む） 5. 製鉄所 6. 鉄工所 7. 機械 8. 電気 9. 自動車 10. 食品 11. 紙・パルプ 12. 窯業 13. 建設 14. 運送 15. その他（ ）	
規制対象別	1. 製造事業所 2. 冷凍事業所 3. 充填所 4. スタンド 5. 販売所 6. 貯蔵所 7. 導管 8. 移動 { 自動車 { タンクローリ 鉄道 枠組み(カードル) 船舶 バラ積み 9. 消費先 10. 特定高圧ガス消費者 11. 容器検査所 12. その他（ ）				
事故発生事象	事象	事象が1つの場合 1. 爆発 2. 火災 3. 噴出・漏えい 4. 破裂・破損等 5. その他（ ）			
		事象が2つの場合 1次事象（ ）→ 2次事象（ ） ※（ ）に番号を記入 1. 爆発 2. 火災 3. 噴出・漏えい 4. 破裂・破損等 5. その他（ ）			
	噴出・漏えいの詳細	(1) 噴出・漏えいの程度 1. 微量（石けん水等を塗布した場合、気泡が発生する程度） 2. 微量以外（ m <sup>3</sup> 又はkg） 3. 不明 4. 調査中 (2) 噴出・漏えいの部位 1. 母材（材質： ） 2. 溶接部（材質： ） 3. ろう付け部（材質： ） 4. 締結部 5. 開閉部 6. 可動シール部 7. その他（ ） (3) 漏えい部位の寸法 1. 径（ ） 2. 板厚（ ） 3. 呼び圧力（ ） (4) 噴出・漏えいの分類 噴出・漏えい① 1. 腐食（内面、外面） 2. 疲労（振動、温度変動、圧力変動） 3. エロージョン/コロージョン 4. 応力腐食割れ 5. クリープ 6. その他（ ） 噴出・漏えい② 1. 締結部（フランジ式継手、ねじ込み式継手、フレア式継手、ホース継手） 2. 開閉部（バルブ、コック） 3. 可動シール部（メカニカルシール、スィベルジョイント、その他（ ）） 噴出・漏えい③ 1. 誤開閉 2. 開閉忘れ 3. 液封、外部衝撃などによる破裂、破損、変形 4. ドレン抜きミス 5. 点火ミス、失火、逆火等 6. その他（ ）			
取扱状態	1. 平日 2. 休日 3. 事業所休日 1. 製造中（a. 定常運転、b. スタートアップ、c. シャットダウン、d. エマージェンシーシャットダウン、e. その他） 2. 貯蔵中 3. 停止中（a. 検査・点検中、b. 工事中、c. 休止中、d. その他（ ）） 4. 荷役中 5. 消費中 6. 移動中 7. その他（ ）				
		1. 自社	2. 関係事業所 所在地： 名称：	備考	
事故の概要（事故に至る経緯を含む）					
ガスの種類及び名称 1. 可燃性ガス：1. アセチレン 2. エチレン 3. 液化石油ガス 4. 塩化ビニル 5. 水素 6. ブタン 7. プロパン 8. プロピレン 9. メタン 10. その他（ ） 2. 毒性ガス：1. 亜硫酸ガス 2. 塩素 3. その他（ ） 3. 可燃性毒性ガス：1. アンモニア 2. 一酸化炭素 3. クロルメチル 4. 酸化エチレン 5. 還元水素 6. 硫化水素 7. その他（ ） 4. 支燃性ガス：1. 空気 2. 酸素 3. その他（ ） 5. 不活性ガス：1. アルゴン 2. 炭酸ガス 3. 窒素 4. ヘリウム 5. フルオロカーボン（可燃性ガス又は毒性ガスを除く。） 6. その他（ ） 6. その他：1. 混合ガス（ ） 2. エアゾール（ ） 3. 特殊高圧ガス（ ） 4. その他（ ）					
ガスの状態	1. 液相	2. 気相	1. 常圧 2. 加圧	1. 低温 2. 常温（5℃～35℃） 3. 高温	
製造設備等の概要	名称： 能力： 容量： 稼働率： % ガスの状態：常用圧力 MPa 常用温度 ℃		消費設備等の概要	容器の容量及び 容器本数： 容器と火気との距離： 逆火防止器の有無： 有 無	ガス kg(m <sup>3</sup> )×本 ガス kg(m <sup>3</sup> )×本 ガス kg(m <sup>3</sup> )×本 m

プラント操業開始後経過年数		設備設置後経過年数		設備の最近のシャットダウン検査後の経過年数		設備の最近の運転中検査後経過年数			
1. 新設試運転中 2. 1年未満 3. 1年以上3年未満 4. 3年以上5年未満 5. 5年以上7年未満 6. 7年以上10年未満 7. 10年以上15年未満 8. 15年以上20年未満 9. 20年以上 ( 年)		1. 新設試運転中 2. 1年未満 3. 1年以上3年未満 4. 3年以上5年未満 5. 5年以上7年未満 6. 7年以上10年未満 7. 10年以上15年未満 8. 15年以上20年未満 9. 20年以上 ( 年)		1. 1週間未満 2. 1週間以上1月未満 3. 1月以上3月未満 4. 3月以上6月未満 5. 6月以上1年未満 6. 1年以上2年未満 7. 2年以上 ( 年)		1. 1週間未満 2. 1週間以上1月未満 3. 1月以上3月未満 4. 3月以上6月未満 5. 6月以上1年未満 6. 1年以上2年未満 7. 2年以上 ( 年)			
設備区分									
I 塔槽類		機器		1.加熱炉 2.反応器 3.蒸留器 4.熱交換器 5.分離器 6.中間貯槽 7.貯槽(a.球形貯槽 b.低温貯槽 c.枕型貯槽 d.その他( )) 8.コールド・エバポレータ 9.その他( )					
II 回転設備		機器		1.ポンプ 2.圧縮機 3.送風機 4.その他( )					
III 配管、継手、弁		機器		1.配管 2.継手 3.弁 4.その他( )					
IV 附属設備		機器		1.安全装置 2.緊急遮断弁 3.警報設備 4.緊急脱圧設備 5.液面計 6.圧力計 7.温度計 8.流量計 9.断熱材 10.その他( )					
V 特殊反応設備		種類		1.アンモニア二次改質炉 2.エチレン製造施設のアセチレン水添塔 3.酸化エチレン製造施設のエチレンと酸素又は空気との反応器 4.シクロヘキサン製造施設のベンゼン水添反応器 5.石油精製における重油直接水添脱硫反応器 6.石油精製における水素化分解反応器 7.低密度ポリエチレン重合器 8.メタノール合成反応塔					
VI 冷凍設備		種類 機器		1.レゾナ型 2.カーボ型 3.ローリ型 4.スクロー型 5.吸収式 6.その他( ) 1.圧縮機 2.凝縮器 3.受液器 4.蒸発器 5.液分離器 6.配管・継手・弁 7.その他( )					
VII 容器		種類 機器		1.タンク 2.容器 3.エアリアル缶 4.タンク車 5.バルク 6.その他( ) 1.本体 2.附属品(a.元弁 b.安全装置(安全弁を含む。) c.緊急遮断装置(緊急遮断弁を含む。) d.配管、継手、弁 e.調整器 f.その他) 3.その他( )					
VIII 溶接、溶断の設備		機器		1.吹管等加工部 2.配管、継手、弁 3.容器 4.ホース 5.調整器 6.その他( )					
IX その他									
設備の詳細		メーカー名( )、品名及び品番( ) 大臣認定品の場合は、認定番号( )及び認定の区分(機器の種類)( )							
事故発生原因(主◎、副○)				着火源					
1.設計不良 2.製作不良 3.施工管理不良 4.腐食管理不良 5.検査管理不良 6.点検不良 7.締結管理不良 8.シール管理不良 9.容器管理不良 10.組織運営不良 11.操作基準等の不備 12.情報伝達の不備 13.誤操作、誤判断 14.不良行為 15.自然災害(台風、地震、その他( )) 16.交通事故(他損、自損) 17.その他( )				1.裸火 2.静電気火花 3.摩擦熱 4.逆火 5.高温物体 6.その他( )					
事故発生原因の詳細									
被害：人身被害その他1：原因別 注：( )内は第三者被害者数(内数)を記載する。原因がその他になる場合は( )内に記入すること。									
原因	事業所内事故			事業所外事故			合計		
	死亡	重傷	軽傷	死亡	重傷	軽傷			
中毒	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )		
酸欠	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )		
火傷	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )		
裂傷	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )		
衝撃による被害	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )		
その他( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )		
合計	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )		
人身被害その他2：対象別 注：被害者が協力会社等に所属するときはその旨を備考欄に記載する。									
事業所内	当事者	死亡、重傷、軽傷の別	氏名	年齢	性別	職名(第三者の場合は職業)	距離	傷病名	備考
	第三者								
事業所外	当事者								
	第三者								



物的被害

		建造物、機器類等の名称	距離(m)	被害の内容	損害額(千円)	備考
事業所内	当事者					
	第三者					
事業所外	当事者					
	第三者					
合計						

人的被害、物的被害 以外の事業所外への 影響	1. 住民避難 ( 人 時間程度)
	2. 事業所外へのガス流出、飛散物 ( )
	3. その他 ( )

許認可関係	保安検査	行政措置
届出： 年 月 日 許可： 年 月 日 完成検査： 年 月 日 直近の変更許可： 年 月 日 直近の完成検査： 年 月 日	定期自主検査： 年 月 日 保安検査： 年 月 日	使用停止命令： 年 月 日 使用停止命令解除： 年 月 日 操業再開： 年 月 日 改善命令： 年 月 日 関係条項：
官公庁で講じた措置及び対策	事業所側で講じた措置及び対策	
地域防災協議会及びコンビナート防災協議会の活動状況	法令違反の有無： 有 無 (条項： ) 内容：	
官公庁で出した通知文書、新聞等の写し、函面、写真、所見等		
所見：		
別紙 ( )		
別紙 ( )		

※記載にあたっては、別添「高圧ガス事故等調査報告書(災害)記載要領」を参照のこと。

## 高圧ガス事故等調査報告書（喪失・盗難）

報告年月日	平成 年 月 日（曜日）	整理番号：	
報告書作成者		報告段階：中間（第 次）、確報	
事故の呼称			
発生年月日	平成 年 月 日（曜日）～平成 年 月 日（曜日）		
事故発生場所	所在地：	法区分：	
	名称： 電話（ ）	一般則、LP則、冷凍則、コンビ則 〔認定事業所：有（認定施設、非認定施設）無〕	
連絡者氏名	所属：	場 所：	
	電話（ ）	1.石油精製 2.石油化学 3.一般化学 4.冷凍事業所 5.充てん所 6.容器検査所 7.その他	
販売店（事業者）	名称：	a. 民家（居住中）	
	所在地： 電話（ ）	b. 民家（空屋） c. 公民館等 d. その他（ ）	
規制対象別	1.製造事業所 2.冷凍事業所 3.充てん所 4.スタンド 5.販売所 6.貯蔵所 7.移動 8.消費先 9.特定高圧ガス消費者 10.容器検査所 11.その他（ ）		
事故発生区分	1.製造中 2.貯蔵中 3.移動中 4.消費中 5.その他（ ）		
事故発生原因	1.盗難 2.自然災害（a.台風 b.地震 c.その他（ ）） 3.その他（ ）		
ガスの種類及び名称			
1.可燃性ガス : 1.アセチレン 2.エチレン 3.液化石油ガス 4.塩化ビニル 5.水素 6.ブタン 7.プロパン 8.プロピレン 9.メタン 10.その他（ ）			
2.毒性ガス : 1.亜硫酸ガス 2.塩素 3.その他（ ）			
3.可燃性毒性ガス : 1.アンモニア 2.一酸化炭素 3.クロルメチル 4.酸化エチレン 5.アノ化水素 6.硫化水素 7.その他（ ）			
4.支燃性ガス : 1.空気 2.酸素 3.その他（ ）			
5.不活性ガス : 1.アルゴン 2.炭酸ガス 3.窒素 4.ヘリウム 5.フルオロカーボン（可燃性ガス又は毒性ガスを除く。） 6.その他（ ）			
6.その他 : 1.混合ガス（ ） 2.エアゾール（ ） 3.特殊高圧ガス（ ） 4.その他（ ）			
設備概要	1.容器	ガスの名称	ガス kg(m <sup>3</sup> )× 本
	2.溶接・溶断機器	容器的容量 及び本数	ガス kg(m <sup>3</sup> )× 本 ガス kg(m <sup>3</sup> )× 本
3.その他（ ）			
容器の記号番号			
施錠の有無	1.有	容器交換の頻度	1.（ ）月に一度
	2.無 3.不明		2.不明

事故の概要（事故に至る経緯を含む）	
官公庁で採った措置及び対策	事業所側で採った措置及び対策
法令違反の有無： 有 無 （条項：            ） 内容：	
官公庁で出した通知文書、新聞等の写し、図面、写真及び所見等  所見：     別紙（ ）  別紙（ ）	

※記載にあたっては、別添「高圧ガス事故等調査報告書（喪失・盗難）記載要領」を参照のこと。